

中間検証に当たっての主な論点

【テーマ3】利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善等②

Ⅲ 利用者がメリットを実感できる制度の運用

- ・適切な後見人等の選任のための検討の促進（報酬の見直しの検討を含む）
- ・診断書の在り方等の検討

Ⅵ 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討

Ⅶ 成年被後見人等の権利制限の措置の見直し

＜適切な後見人等の選任及び交代＞

- ① 適切な後見人等の選任及び交代について、現在の取組状況を踏まえ、今後更なる運用改善を図るため、どのような対応が考えられるか。

（検討項目例）

- ・ 中核機関における後見人候補者の推薦の在り方
- ・ 中核機関における後見人支援の在り方
- ・ 中核機関と家庭裁判所の連携の在り方 等

＜後見人等の報酬＞

- ② 後見人等の報酬見直しを検討するに当たり、どのような点に留意すべきか。
- ③ 成年後見制度利用支援事業を実施していない、又は市町村長申立事案に限定している自治体が見られる中で、更なる実施促進を図るため、どのような対応が考えられるか。その他、専門職団体が独自に行っている公益信託を活用した助成制度の取組の例に鑑み、どのような対応が考えられるか。

＜診断書の在り方等の検討＞※H31.4見直し後の運用開始

＜成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討＞

※R1.5 取りまとめ、R1.6 通知により周知

＜成年被後見人等の権利制限の措置の見直し＞※R1.6 改正法案成立

- ④ 引き続きその周知啓発を図るとともに、新たな課題が生じていないか等を注視し、必要に応じ検討すべきではないか。

＜関連するKPI（2021年度末）＞

（適切な後見人等の選任のための検討の促進）

- ・ 中核機関（権利擁護センターを含む）において後見人候補者を推薦する取組を行っている市区町村数 800 市区町村（令和元年7月時点 279 市区町村）
- ・ 中核機関（権利擁護センターを含む）において後見人支援の取組（専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施）を行っている市区町村数 200 市区町村（令和元年7月時点 80 市区町村）

（成年被後見人等の権利制限の措置の見直し）

- ・ 成年後見等の権利制限に係る法制上の措置の見直し 措置のある法律(190)